

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県立十日町看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月22日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県立十日町看護専門学校学則の一部を改正する規程

新潟県立十日町看護専門学校学則（令和2年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

学則の新旧対照表

新	旧
新潟県立十日町看護専門学校学則	新潟県立十日町看護専門学校学則
令和2年3月31日 新潟県病院局管理規程第14号 <u>令和4年4月1日</u> <u>新潟県病院局管理規程第3号</u>	令和2年3月31日 新潟県病院局管理規程第14号
新潟県立十日町看護専門学校学則	新潟県立十日町看護専門学校学則
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 課程、定員及び修業年限（第4条—第6条）	第2章 課程、定員及び修業年限（第4条—第6条）
第3章 職員組織（第7条）	第3章 職員組織（第7条）
第4章 会議（第8条）	第4章 会議（第8条）
第5章 学年、学期及び休業日（第9条—第11条）	第5章 学年、学期及び休業日（第9条—第11条）
第6章 入学（第12条—第17条）	第6章 入学（第12条—第17条）
第7章 履修方法等（第18条—第22条）	第7章 履修方法等（第18条—第22条）
第8章 休学、復学、退学及び除籍（第23条—第26条）	第8章 休学、復学、退学及び除籍（第23条—第26条）
第9章 卒業等（第27条・第28条）	第9章 卒業等（第27条・第28条）
第10章 賞罰（第29条・第30条）	第10章 賞罰（第29条・第30条）
第11章 授業料等（第31条・第32条）	第11章 授業料等（第31条・第32条）
第12章 健康管理（第33条）	第12章 健康管理（第33条）
第13章 図書室（第34条）	第13章 図書室（第34条）
第14章 補則（第35条）	第14章 補則（第35条）
附則	附則
第1章 総則 （目的）	第1章 総則 （目的）
第1条 新潟県立十日町看護専門学校（以下「学校」という。）は、人間のいのちの尊厳を基盤とする豊かな人間性と幅広い看護実践能力を有した人材を育成し、県内の医療機関及び地域で活躍する看護師を養成することを目的とする。 （学校自己点検・評価）	第1条 新潟県立十日町看護専門学校（以下「学校」という。）は、人間のいのちの尊厳を基盤とする豊かな人間性と幅広い看護実践能力を有した人材を育成し、県内の医療機関及び地域で活躍する看護師を養成することを目的とする。 （学校自己点検・評価）
第2条 本校は、教育の質の向上を図り、前条の目的及	第2条 本校は、教育の質の向上を図り、前条の目的

<p>び社会的使命を達成させるため、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 学校自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(位置)</p> <p>第3条 学校を新潟県十日町市高田町3丁目南442番地に置く。</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限 (課程及び学科)</p> <p>第4条 学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。 専門課程 看護科 3年課程 (定員)</p> <p>第5条 学校に在学する者(以下「学生」という。)の定員は次のとおりとする。 (1) 1学年の定員は、40人とする。 (2) 1学年の学級数は、1学級とする。 (3) 総定員は、120人とする。 (修業年限及び在学年限)</p> <p>第6条 学生の修業年限は、3年とする。 2 学生の在学年限は、6年とする。</p> <p>第3章 職員組織 (職員組織)</p> <p>第7条 学校に置く職員は、次のとおりとする。 (1) 校長 (2) 事務長、事務長補佐、事務職員 (3) 副校長、教務主任、専任教員 (4) 非常勤講師 (5) その他の職員</p> <p>第4章 会議 (会議等)</p> <p>第8条 学校の管理運営及び教育に関する会議等は、校長が必要と認めるときこれを開催する。 2 会議等に関する事項は別に定める。</p> <p>第5章 学年、学期及び休業日 (学年)</p> <p>第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(学期)</p> <p>第10条 学年を次の2期に分ける。 (1) 前期 4月1日から9月30日まで (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで (休業日)</p>	<p>及び社会的使命を達成させるため、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 学校自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(位置)</p> <p>第3条 学校を新潟県十日町市高田町3丁目南442番地に置く。</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限 (課程及び学科)</p> <p>第4条 学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。 専門課程 看護科 3年課程 (定員)</p> <p>第5条 学校に在学する者(以下「学生」という。)の定員は次のとおりとする。 (1) 1学年の定員は、40人とする。 (2) 1学年の学級数は、1学級とする。 (3) 総定員は、120人とする。 (修業年限及び在学年限)</p> <p>第6条 学生の修業年限は、3年とする。 2 学生の在学年限は、6年とする。</p> <p>第3章 職員組織 (職員組織)</p> <p>第7条 学校に置く職員は、次のとおりとする。 (1) 校長 (2) 事務長、事務長補佐、事務職員 (3) 副校長、教務主任、専任教員 (4) 非常勤講師 (5) その他の職員</p> <p>第4章 会議 (会議等)</p> <p>第8条 学校の管理運営及び教育に関する会議等は、校長が必要と認めるときこれを開催する。 2 会議等に関する事項は別に定める。</p> <p>第5章 学年、学期及び休業日 (学年)</p> <p>第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(学期)</p> <p>第10条 学年を次の2期に分ける。 (1) 前期 4月1日から9月30日まで (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで (休業日)</p>
--	---

<p>第11条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 季節休業は春季、夏季、冬季とし、1年を通じ11週間以内で校長が定めた日とする。</p> <p>2 校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、校長は、臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>第6章 入学 (入学の時期)</p> <p>第12条 入学の時期は、学年の始めとする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第13条 学校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。</p> <p>(志願の手続き)</p> <p>第14条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類に新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。)第5条に規定する入学考査料を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第15条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。</p> <p>2 入学者選考試験の実施その他学生の募集について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学の手続き及び入学の許可)</p> <p>第16条 入学者選考試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、条例第5条の2第1項に規定する入学料を納付しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。</p> <p>(転入学)</p> <p>第17条 校長は、他の看護系大学又は3年課程の看護師養成所に在学している者で本校への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、校長の許可を得て、転入学を認めることができる。</p> <p>2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7章 履修方法等 (授業科目及び単位数)</p> <p>第18条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第19条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。</p>	<p>第11条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 季節休業は春季、夏季、冬季とし、1年を通じ11週間以内で校長が定めた日とする。</p> <p>2 校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、校長は、臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>第6章 入学 (入学の時期)</p> <p>第12条 入学の時期は、学年の始めとする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第13条 学校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。</p> <p>(志願の手続き)</p> <p>第14条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類に新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。)第5条に規定する入学考査料を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第15条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。</p> <p>2 入学者選考試験の実施その他学生の募集について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学の手続き及び入学の許可)</p> <p>第16条 入学者選考試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、条例第5条の2第1項に規定する入学料を納付しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。</p> <p>(転入学)</p> <p>第17条 校長は、他の看護系大学又は3年課程の看護師養成所に在学している者で本校への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、校長の許可を得て、転入学を認めることができる。</p> <p>2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7章 履修方法等 (授業科目及び単位数)</p> <p>第18条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第19条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。</p>
--	--

<p>(1) 講義及び演習 15時間から30時間までの間の時間数</p> <p>(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの間の時間数</p> <p>(3) 臨地実習 45時間 (単位の認定)</p> <p>第20条 校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者に所定の単位を与える。</p> <p>2 前項の単位認定に際し必要な事項は、別に定める。 (成績の評価)</p> <p>第21条 成績の評価は、S、A、B、C及びDの評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。</p> <p>2 前項その他成績の評価に関する事項は、別に定める。</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第22条 校長は、学生が学校に入学する前に他の大学等で修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>3 第1項の規定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8章 休学、復学、退学及び除籍 (休学及び休学の期間)</p> <p>第23条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2 疾病のため休学を願い出る者は、医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>3 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由のある場合は、校長の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。</p> <p>4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。</p> <p>5 休学期間は、第6条第2項に規定する在学年限に<u>算入する。</u></p> <p>(復学)</p> <p>第24条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、校長の許可を得て復学することができる。</p> <p>(退学)</p> <p>第25条 退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第26条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍させることができる。</p> <p>(1) 第6条第2項に規定する在学年限を超えた者</p>	<p>(1) 講義及び演習 15時間から30時間までの間の時間数</p> <p>(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの間の時間数</p> <p>(3) 臨地実習 45時間 (単位の認定)</p> <p>第20条 校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者に所定の単位を与える。</p> <p>2 前項の単位認定に際し必要な事項は、別に定める。 (成績の評価)</p> <p>第21条 成績の評価は、S、A、B、C及びDの評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。</p> <p>2 前項その他成績の評価に関する事項は、別に定める。</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第22条 校長は、学生が学校に入学する前に他の大学等で修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>3 第1項の規定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8章 休学、復学、退学及び除籍 (休学及び休学の期間)</p> <p>第23条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2 疾病のため休学を願い出る者は、医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>3 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由のある場合は、校長の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。</p> <p>4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。</p> <p>5 休学期間は、第6条第2項に規定する在学年限に<u>算入しない。</u></p> <p>(復学)</p> <p>第24条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、校長の許可を得て復学することができる。</p> <p>(退学)</p> <p>第25条 退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第26条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍させることができる。</p> <p>(1) 第6条第2項に規定する在学年限を超えた者</p>
---	--

- (2) 第23条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第9章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 学校を卒業する為には、第6条に定める修業すべき年数在学し、別表に定める所定の単位数を修得しなければならない。

2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えていないこと。

(卒業)

第28条 前条に定める卒業要件を満たした者については、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士(医療専門課程)と称することを認める。

第10章 賞罰

(褒賞)

第29条 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を褒賞することができる。

(懲戒)

第30条 校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第11章 授業料等

(授業料等の額及び納付期限)

第31条 学生は、第5条の3に規定する納付期限までに授業料を納めなければならない。

2 学期の全期間にわたって休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。

(授業料の減免等)

第32条 条例第5条の4に規定する授業料、入学検査料又は入学料(以下「授業料等」という。)の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者

(2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者

(3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税制法の規定による市町村民税を天災その他特別

- (2) 第23条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第9章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 学校を卒業する為には、第6条に定める修業すべき年数在学し、別表に定める所定の単位数を修得しなければならない。

(卒業)

第28条 前条に定める卒業要件を満たした者については、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士(医療専門課程)と称することを認める。

第10章 賞罰

(褒賞)

第29条 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を褒賞することができる。

(懲戒)

第30条 校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第11章 授業料等

(授業料等の額及び納付期限)

第31条 学生は、新潟県病院事業の設置等に関する条例(以下「条例」という。)第5条の3に規定する納付期限までに授業料を納めなければならない。

(授業料の減免等)

第32条 条例第5条の4に規定する授業料、入学検査料又は入学料(以下「授業料等」という。)の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者

(2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者

(3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度

<p>の事情により市町村の条例で定めるところにより減免された者と同一の世帯に属する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者 2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続きに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第12章 健康管理 (健康管理) 第33条 校長は、常に学生の健康を良好な状態に保持するよう努めるとともに、疾病の早期発見のために年1回以上の健康診断を行うものとする。 2 前項に定めるもののほか、健康管理に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第13章 図書室 (図書室) 第34条 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。 2 図書室の利用及び管理に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第14章 補則 (細則) 第35条 この学則の施行について必要な事項は、校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>附 則 この学則は、令和2年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この学則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>分の地方税制法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより減免された者と同一の世帯に属する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者 2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続きに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第12章 健康管理 (健康管理) 第33条 校長は、常に学生の健康を良好な状態に保持するよう努めるとともに、疾病の早期発見のために年1回以上の健康診断を行うものとする。 2 前項に定めるもののほか、健康管理に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第13章 図書室 (図書室) 第34条 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。 2 図書室の利用及び管理に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第14章 補則 (細則) 第35条 この学則の施行について必要な事項は、校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>附 則 この学則は、令和2年4月1日から施行する。</p>
--	--